

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子 給付額 (円)	第二子 給付額 (円)	第三子 給付額 (円)	第四子以降 給付額 (円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低い	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども)	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
福島市	ない							低い	ある		1 福島型給食推進事業 (副食費相当額の負担軽減として、1,000円を減額。) 2 多子世帯負担軽減事業 (生計を一にする最年長の子どもから順に2人目半額・3人目以降無料。)	多子世帯保育料軽減事業 (18歳未満の児童が3人以上いる世帯の3人目以降の3歳未満の児童、1万又は保育料の1/2のいずれか低い方)	
会津若松市	ない							低い	ある	ない	3号認定こどもの保育料の軽減措置について、多子世帯軽減の第一子の基準範囲を18歳未満まで拡大	ない	ない
郡山市	ある	①支給1回 ②支給1回	①15,000円 ②10,000円	①15,000円 ②10,000円	①15,000円 ②10,000円	①15,000円 ②10,000円	①R6.1.1時点で本市に住所登録がある0歳から15歳までの児童を監護する者(同日付で本市に住所登録有)へ支給 ②R6.1.1時点で本市に住所登録がある0歳から5歳までの児童を家庭保育する者(同日付で本市に住所登録有)へ支給 ※上記①、②についてはR5年度からの繰越事業	低い	ある		世帯の市民税所得割額が133,000円未満の世帯の第一子児童に係る保育料の無料化・軽減を実施 18歳未満の兄弟が2人以上いる3歳未満の児童に係る保育料を軽減	18歳未満の兄弟が1人以上いる満3歳未満の児童に係る保育料に対し補助 世帯の市民税所得割額が133,000円未満の世帯の第一子児童に係る保育料の無料化・軽減を実施	
いわき市	ある						●赤ちゃん絵本プレゼント事業 対象者及び受給資格者は出産支援金と同じ。 1歳の誕生日に、父又は母が4種類の絵本の中から選択した1冊を、市から送付する。	低い	ある		18歳に満たない者が3人以上いる世帯で、年長の児童から数えて第3子以降で、かつ3歳未満の児童が市の認可施設を利用する際の負担額の軽減		
白河市	ある		①クーポン券 3万円分 ②小学校入学祝金 5万円	①クーポン券 3万円分 ②小学校入学祝金 5万円	①クーポン券 3万円分 ②小学校入学祝金 5万円	①クーポン券 3万円分 ②小学校入学祝金 5万円	①本市に住居登録がある1歳児から3歳児の保護者にクーポン券を交付する。クーポン券は、市内の取扱店舗でオムツやミルクなどの購入時に使用できる。 ②本市に住居登録がある小学校1年生を養育している保護者に、入学祝金を支給する。	低い	ある		1 保育料 ・第2子半額第3子以降無償。18歳未満までを第1子とするが、進学等により生計を一にしている場合は18歳以上でも第1子として対象となる。 ・ひとり親等世帯について、市民税所得割額が48,600円以上72,800円以下の場合保育料は5,000円、市民税所得割額が72,801円以上77,100円以下の場合保育料は6,000円となる。 2 副食費 第3子以降免除となる。		
須賀川市	ない							低い	ない				
喜多方市	ない							低い	ある		県が行う多子世帯保育料軽減事業に市が上乗せ補助 (保育料の全額または2分の1を補助)	県が行う多子世帯保育料軽減事業に市が上乗せ補助 (月額15,000円または保育料の2分の1を補助)	

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低い	市町村における独自軽減措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども)	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
相馬市	ない							低い	ある		保護者等の所得により、現行の保育料を40%または20%減額 ①市県民税所得割額が97,000円未満の世帯 ⇒ 40%軽減 (年収※約470万円未満の世帯) ②市県民税所得割額が97,000円以上の世帯 ⇒ 20%軽減 (年収※約470万円以上の世帯) ※年収の表示はあくまで目安。		
二本松市	ない							低い	ある		【3号認定】 第1子は、月額5,000円又は全額助成(低所得者世帯) 第2子以降は、全額助成(※所得により第2子とする定義は異なる。)	第2子以降は全額助成 ※所得により月額5,000円上限	
田村市	ない							低い	ある	なし ※国の幼児教育・保育の無償化により保育料無料	・第三子以降(年齢制限なし)は保育料全額減免 ※同世帯で扶養しているものに限る	なし	なし
南相馬市	ある	月額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	〇在宅保育支援金支給事業 市内に住所を有し、かつ居住している者で満3歳に達する日までの乳幼児(0~2歳)を家庭で養育している者	低い	ある	給食費保護者負担分について軽減及び助成を実施	・0~2歳児について、市独自の制度により保育料無料 ・3~5歳児の給食費保護者負担分について軽減及び助成を実施	市内に住所を有し、市内の認可外保育施設を利用している保護者に対し助成 3歳未満児の非課税世帯 42,000円/月上記以外 42,000円/月	該当なし
伊達市	ない							低い	ある		国基準より低い保育料を設定している。階層に関わらず、生計が同一の兄弟の人数で保育料を算定。		
本宮市	ない							低い	ある	なし ※国の幼児教育・保育の無償化により保育料無料	・第1子:市民税所得割額非課税世帯…保育料無料、その他の世帯…5,000円減免 ・第2子:(就学前施設同時入所)で第1子が0~2歳児の場合…保育料無料、それ以外の場合…5,000円減免	0~2歳児については、公立保育所と同等の助成(ただし、公立保育所保育料を上回らない範囲)	なし ※国の幼児教育・保育の無償化により保育料無料
桑折町	ない							低い	ある	なし	3号認定:独自算定表により保育料を決定	なし	なし
国見町	ない							低い	ない				
川俣町	ない							低い	ある		R6年度から川俣認定こども園に在園している3号認定は保育料を町内在住の保護者に町が全額助成(無償化)している。		

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低い	市町村における独自軽減措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定	2号、3号認定	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
大玉村	ある	月額1万円				子ども一人に対し1万円(年額)	(月額・年額欄に対する条件)保育施設等を利用してない対象乳幼児(6ヶ月~1歳)を在宅で育児している保護者※その他要件有り(第四子以降)同一世帯の子が、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を5人以上扶養している保護者※その他要件有り	低い	ある	・スクールバス使用料の無料(第3子以降) ・預かり保育料の無料(第3子以降)	・入所時点で保護者及び児童が大玉村に住所がある場合の保育料無料		
鏡石町	ない							低い	ある	副食費無償	副食費無償		
天栄村	ない							低い	ある		村内に住所を有する者は保育料無料。		
下郷町	ない							低い	ある		・2歳児以上の保育料無償化 ・給食費無料 ・どちらも所得制限なし		
檜枝岐村	ある	月額	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	受給資格は檜枝岐村に住所を有する三歳未満の乳幼児を扶養する保護者	低い	ない				
只見町	ある	年額	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	母子・父子家庭の小学生1人当たり7,000円給付	低い	ある		すべて無償化		
南会津町	ない							低い	ある	副食費無償	副食費無償 0~2歳児保育料の半額助成		
北塩原村	ある	年額	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	当該年度の4月2日から翌年4月1日までの間に4歳から15歳を迎える児童の保護者に贈呈	低い	ある	無料	18歳に満たない者が3人以上いる世帯で、年長の児童から数えて第3子以降で、かつ0~2歳児である児童の保育料を助成	月額保育料1/2 (上限15,000円)を助成する	
西会津町	ある		10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	社会保険等の育児休業手当を受給していない方で、町内の保育施設を利用してない2歳未満の児童	低い	ある	無料	無料		
磐梯町	ある		小学校入学100,000円 中学校入学100,000円	小学校入学100,000円 中学校入学100,000円	小学校入学100,000円 中学校入学100,000円	小学校入学100,000円 中学校入学100,000円	入学祝い金支給対象児を養育する者が本町に住居登録され、支給対象児とともに本町に居住していること。町税等の滞納が無い事。支給対象児とともに本町に定住する意思を有すること。	低い	ある	なし ※国の幼児教育・保育の無償化により保育料無料	第1子の範囲を中学校卒業までの子に拡大し、第2子以降の保育料を免除する。(税金等の収納状況の確認あり)	※多子世帯該当者については2号、3号認定と同じ軽減措置	※多子世帯該当者については2号、3号認定と同じ軽減措置
猪苗代町	ない							低い	ない				
会津坂下町	ない							低い	ない				

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子 給付額 (円)	第二子 給付額 (円)	第三子 給付額 (円)	第四子以降 給付額 (円)	給付条件・制限等	保育料の負担 額が国基準よ り低い	市町村にお ける独自軽減 の措置の有 無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新 制度に移行した幼稚園等の学校教 育のみを受ける子ども)	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保 育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保 育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
湯川村	ない							低い	ある	特になし	村内保育所に通所する場合は、保育料無料	特になし	特になし
柳津町	ある		小学校入学時商品券30,000円 中学校入学時商品券50,000円	小学校入学時商品券30,000円 中学校入学時商品券50,000円	小学校入学時商品券30,000円 中学校入学時商品券50,000円	小学校入学時商品券30,000円 中学校入学時商品券50,000円	小学校及び中学校に入学する年度の4月2日現在において、入学対象となる子又は、父母(養父母)のどちらかが1年以上前から当町に住所を有していること(転入により1年未満の者は、1年経過後に申請可) 対象となる子の父母(養父母)に町税等の滞納がないこと	低い	ある	対象施設無	所得・児童の年齢を問わず保育料を無料化	対象施設無	対象施設無
三島町	ない							低い	ある	対象施設無し	保育料無料	対象施設無し	対象施設無し
金山町	ある	5,000円/児童1人当たり					3歳に到達する月まで、おむつ代の給付	低い	ある	対象施設無し	保育料無料		
昭和村	ない							低い	ない				
会津美里町	ない							低い	ある		3号認定のみ 保育料の軽減措置(2子目半額・3子目無償)		
西郷村	ない							低い	ある	-	村独自の軽減率で実施(添付資料 1)	-	-
泉崎村	ある	月額5,000円	0円	5,000円	5,000円	5,000円	乳幼児1人当たり5千円 第2子以降に生まれた3歳までの乳幼児 保育施設サービスを受けていない乳幼児	低い	ある	幼稚園保育料、バス使用料、給食費無償 村税等に滞納がないこと	第2子以降保育料減免 ・高齢順に上から2番目以降の児童 ・村税等に滞納がないこと ・所得の合計が780万円を超えないこと		
中島村	ない							低い	ある	幼稚園保育料、バス使用料、給食費無償 ・村税等に滞納がないこと	第2子以降保育料減免 ・高齢順に上から2番目以降の児童 ・村税等に滞納がないこと ・所得の合計が7,800,000円を超えないこと		
矢吹町	ない							低い	ある		第3子以降無料化		
棚倉町	ない							低い	ある		第2子1/3、第3子以降無料 (小学校就学前の兄弟を最年長者とし、第1子、次の子を第2子と数える)		
矢祭町	ある	10年間で50万円	なし	なし	2歳～11歳までの10年間5万円ずつで50万円	2歳～11歳までの10年間5万円ずつで50万円	・誕生日の翌月に支給 ・当該児童が、矢祭町に住所を有しなくなった場合は支給しない	低い	ある	入園料のみ	兄、姉在籍の場合その子から数えて第2子の場合半額 第3子の場合無料	なし	なし
埴町	ない							低い	ある		・給食費無料 ・保育料は保護者の所得割課税額、18歳未満の兄弟(姉妹)の状況により、保育料算定		
鮫川村	ない							低い	ある	給食費無償化	給食費無償化 3号認定は保育料が国基準の半分以下		

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子 給付額 (円)	第二子 給付額 (円)	第三子 給付額 (円)	第四子以降 給付額 (円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低い	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定	2号、3号認定	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
石川町	ある	月額 10,000円					保育施設等を利用していない対象乳幼児。(生後6ヶ月～3歳未満)を在宅で育児している保護者	低い	ある	副食費補助	公立施設:副食費無料 民間施設:副食費補助	なし	なし
玉川村	ある	5,000円/月					一年以上玉川村に居住していること。3歳になった月まで。	低い	ある	保育料無償化	3号認定児保育料 同時に2人以上入所している場合、 第2子目保育料半額、第3子目以降無料		
平田村	ある		・小中学校入学祝金 50,000円 ・中学校入学特別支援金 30,000円	・小中学校入学祝金 50,000円 ・中学校入学特別支援金 30,000円	・小中学校入学祝金 50,000円 ・中学校入学特別支援金 30,000円	・小中学校入学祝金 50,000円 ・中学校入学特別支援金 30,000円	本村に住所を有し、3ヶ月以上養育している者	低い	ある	幼児教育・保育無償化により、保育料0円のため独自軽減はなし。	2号は幼児教育・保育無償化により、 保育料0円のため独自軽減はなし。 3号は村独自に全年齢無償化。	施設等利用給付を実施。	該当施設なし。
浅川町	ない							低い	ある	町内に住所がある場合授業料の免除	保育料を基準額の1/3に軽減		
古殿町	ある	月額	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	高校生であること。 令和6年10月終了。	低い	ある	こども園、預かり保育にかかる料金、 給食費は無料。	こども園保育料、給食費・副食費は 無料。	該当施設なし	該当施設なし
三春町	ある	月額		5,000円 (在宅で養育) ※施設利用児についても助成あり。	5,900円 (在宅で養育) ※施設利用児についても助成あり。	5,900円 (在宅で養育) ※施設利用児についても助成あり。	18歳以下の子どもを2人以上養育している世帯の第2子以降の未就学児。(第2子は、町民税非課税又は均等割のみ納付する世帯)	低い	ある		第2子半額、第3子無料 第2子、第3子以降の区分については、同一世帯において満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子の中で、最も年長の者を第1子とする。		
小野町	ある		①2万円(年額) ②3万円 ③3万円	①2万円(年額) ②3万円 ③3万円	①2万円(年額) ②3万円 ③3万円	①2万円(年額) ②3万円 ③3万円	①満1～6歳 育児世帯支援給付金 ②小学校入学祝金 ③中学校入学祝金	低い	ある	第2子半額、第3子以降無料 ※第2子及び第3子以降の区分については、同一世帯において満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子の中で、最も年長の者を第1子とし、以下順に年齢が小さくなることに第2子、第3子以降の子とする。	第2子半額、第3子以降無料 ※第2子及び第3子以降の区分については、同一世帯において満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子の中で、最も年長の者を第1子とし、以下順に年齢が小さくなることに第2子、第3子以降の子とする。		
広野町	ない							低い	ある		3号認定保育料の無償化		
楡葉町	ない							低い	ある	町の住民基本台帳に登録されている児童の場合、 保育料・副食費免除	町の住民基本台帳に登録されている児童の場合、 保育料・副食費免除		
富岡町	ない							低い	ある	保育料無償	保育料無償 町外避難者へは保育料助成	町外避難者へは保育料助成	
川内村	ある	月額	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	保育施設等を利用していない幼児(1歳～3歳未満)を在宅で育児している保護者 ※その他要件有	低い	ある	保育料全額助成 (所得制限なし) *一定の条件あり	保育料全額助成 (所得制限なし) *一定の条件あり	無	無
犬熊町	ない							ほぼ同額	ある	全額免除	全額免除	なし	なし
双葉町	ない							ほぼ同額	ある		当町に住居登録があり、 避難先で保育施設等に入所している方へ、 保育料のみ助成。	当町に住居登録があり、 避難先で保育施設等に入所している方へ、 保育料のみ助成。(ただし、 保育に欠ける場合のみ)	
浪江町	ない							低い	ある		・町立認定こども園 減免措置あり ・避難先の保育所等 基本月額保育料を助成	基本月額保育料を助成	

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免						
	制度の有無	月額・年額	第一子 給付額 (円)	第二子 給付額 (円)	第三子 給付額 (円)	第四子以降 給付額 (円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低い	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容				
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども)	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園	
葛尾村	ある	月額20,000円					本村に居住し、かつ住所を有する乳幼児並びに村立学校に通学する児童(15歳に達する以後最初の3月31日を迎えるまでの人)を養育している保護者に対し、児童手当の上乗せとして1か月あたり20,000円を支給。ただし、1年居住しない場合は助成金を全額返納するものとする。	低い	ない					
新地町	ある	①月5,000円 または 10,000円 ②月4,500円					①町営住宅に入居している子育て世帯(子の年齢制限あり) ②在宅で生後4か月から満3歳未満の子を保育する保護者	低い	ある		①同一生計の世帯から町内の保育所に2人以上入所している場合、2人目以降の保育料無料。 ②保育料を完納している世帯へ月3,000円を支給。			
飯館村	ある	小学校入学時100,000円 中学校入学時100,000円 高校入学時200,000円					子及び両親のどちらかが村の住所を有していること	低い	ある	保育料無料	おやつ代以外の保育料無料			
市町村合計													24	52

保育標準時間保育料徴収金基準額及び入力階層一覧表

単位：円

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児童（月額）			3歳以上児
国階層区分	階層区分	定 義	満 額 （1人目）	1/2 （2人目）	無料 （3人目）	
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0
2	B	村民税非課税世帯	0	0	0	0
3	C1	所得割課税額24,300円未満	8,800	4,400	0	0
	C2	所得割課税額24,300円以上 48,600円未満	9,400	4,700	0	0
4	D1	所得割課税額48,600円以上 64,700円未満	12,600	6,300	0	0
	D2	所得割課税額64,700円以上 80,900円未満	16,600	8,300	0	0
	D3	所得割課税額80,900円以上 97,000円未満	20,600	10,300	0	0
5	D4	所得割課税額97,000円以上 121,000円未満	25,000	12,500	0	0
	D5	所得割課税額121,000円以上 145,000円未満	28,200	14,100	0	0
	D6	所得割課税額145,000円以上 169,000円未満	31,200	15,600	0	0
6	D7	所得割課税額 169,000円以上 213,000円未満	34,200	17,100	0	0
	D8	所得割課税額213,000円以上 257,000円未満	36,200	18,100	0	0
	D9	所得割課税額257,000円以上 301,000円未満	38,200	19,100	0	0
7	D10	所得割課税額 301,000円以上 349,000円未満	40,000	20,000	0	0
	D11	所得割課税額 349,000円以上 397,000円未満	44,000	22,000	0	0
8	D12	所得割課税額397,000円以上	48,000	24,000	0	0

年齢基準日：令和6年3月31日

階層区分の認定について

- ① 保育料は、4月～8月分は前年度の父母およびそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者)の村民税所得割の合計額、9月～翌年3月分は当年度の村民税所得割の合計額によって決定いたします。ただし、保育料の算定においては寄附金税額控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除等は適用されません。
- ② 父母のいずれも村民税(所得割・均等割)が課税されておらず、祖父母と同居している場合は、祖父母のどちらか一方(最多収入・最多納税者)を「家計の主宰者」と認定し、その方の村民税所得割額で保育料を算定します。
- ③ 適用する年齢については、当該年度の初日の前日(3月31日)現在の満年齢を適用します。よって、年度の途中で誕生日を迎え年齢が変わっても、その年度内の保育料に変更はありません。
※当該年度の3月31日時点で2歳だった児童が、年度途中で誕生日を迎え3歳となった場合でも、保育料は無料にはなりません。
- ④ 村外の保育園を希望される場合でも、保育料は上記または裏面の金額となります。

課税額に変更があった場合

課税額に変更があった場合は、福祉課子ども施設係へご連絡ください。課税額が変わったことを確認させていただき、確認が取れた月の翌月から保育料が変更となります。

※ご注意くださいこと※

- 父母等が未申告の場合には、保育料は最高額算定(上記または裏面表のD12階層の金額)となります。後から申告をしても、課税額が確認できた月以前に遡って保育料を変更することはできません。
- 保育園を利用しない日があっても、その分の保育料を日割りしてお返しすることはできません。全額をご負担いただくこととなりますので、ご了承ください。

裏面は、「保育短時間保育料」・「保育料の軽減」・「保育料の納入方法」・「延長保育料」について記載してあります。

保育短時間保育料徴収金基準額及び入力階層一覧表

単位：円

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児童（月額）			3歳以上児
国階層区分	階層区分	定 義	満 額 （1人目）	1/2 （2人目）	無料 （3人目）	
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0
2	B	村民税非課税世帯	0	0	0	0
3	C1	所得割課税額24,300円未満	8,200	4,100	0	0
	C2	所得割課税額24,300円以上 48,600円未満	8,800	4,400	0	0
4	D1	所得割課税額48,600円以上 64,700円未満	11,800	5,900	0	0
	D2	所得割課税額64,700円以上 80,900円未満	15,600	7,800	0	0
	D3	所得割課税額80,900円以上 97,000円未満	19,200	9,600	0	0
5	D4	所得割課税額97,000円以上 121,000円未満	22,000	11,000	0	0
	D5	所得割課税額121,000円以上 145,000円未満	24,800	12,400	0	0
	D6	所得割課税額145,000円以上 169,000円未満	27,600	13,800	0	0
6	D7	所得割課税額 169,000円以上 213,000円未満	30,200	15,100	0	0
	D8	所得割課税額213,000円以上 257,000円未満	31,800	15,900	0	0
	D9	所得割課税額257,000円以上 301,000円未満	33,400	16,700	0	0
7	D10	所得割課税額 301,000円以上 349,000円未満	34,800	17,400	0	0
	D11	所得割課税額 349,000円以上 397,000円未満	38,000	19,000	0	0
8	D12	所得割課税額397,000円以上	41,000	20,500	0	0

年齢基準日：令和6年3月31日

保育料の軽減について

- 母子・父子家庭や在宅障がい児（者）がいる世帯の場合は、次のとおり軽減されます。
C階層に属する世帯の場合には、1人目は標準時間3,800円・短時間3,400円、2人目は無料。
D1階層およびD2階層のうち所得割課税額が77,101円未満に属する世帯の場合には、1人目は標準時間3,800円・短時間3,400円、2人目は無料。
※在宅障がい児（者）の範囲：児童またはその父母まで
- 生計を同一とするお子さんが複数いる場合は次のとおり軽減されます。
C階層およびD1階層のうち所得割課税額が57,700円未満に属する世帯の場合は、入園児が生計同一の範囲内において2人目に当たる場合は、1/2に減額。
D1階層のうち所得割課税額が57,700円以上に属する世帯およびD2階層以上の世帯の場合は、入園児が生計同一の範囲内において、保育園や幼稚園等に入園している児童のみで数えて2人目に当たる場合は、1/2に減額。
すべての階層において、入園児が生計同一の範囲内で3人目以降の場合は、無料。

保育料の納入方法について

保育料は、口座振替または納付書（毎月送付）によりお支払いいただきます。ただし、小規模保育園の場合は、上記または裏面の金額を、保育園が指定する方法で直接保育園にお支払いいただきます。

延長保育料について

保育標準時間・保育短時間の時間を超えて児童を預けた場合、上記または裏面表の保育料とは別に、延長保育料がかかります。金額や保育時間は、別紙「保育園の概要」をご確認ください。